

交通共済細則

第1条（目的）

この細則は日個連東京都交通共済協同組合（以下「組合」という）の共済規程・共済約款に基づき運営に関する事項及び給付の円滑を図るため、規定するものとする。

第2条（窓口団体の義務）

窓口団体長または、所属団体長は組合員が共済規程・共済約款に基づき給付を受けようとするときは、よく事情を聴取して適切な手続きの便宜を図るとともに団体長の責任に於いて提出書類を作成しなければならない。

第3条（共済金の支払）

共済金の支払いは、請求権者に対し小切手または、振込にて直接支払う。

2. 自車両の場合は取扱工場に直接支払う。

第4条（事故の通報）

交通事故により共済規程に該当する事故を起こした組合員は、すみやかに窓口団体または、所属団体を経て本組合へその旨通報しなければならない。

2. 窓口団体長または、所属団体長は組合員より事故報告を受けたら、すみやかに本組合へ事故報告書を提出しなければならない。事故報告書は本組合の所定様式によるものとする。

第5条（共済金の請求）

組合員が約款第31条第2項の規定により共済金の支払いを請求するときは、次に掲げるもののうち必要な書類を窓口団体または、所属団体を経て、本組合に提出しなければならない。

(1)対人事故の場合

- イ 対人共済金申請書
- ロ 事故報告書
- ハ 公の機関が発行する事故証明書
- ニ 自動車損害賠償責任保険証書の写し
- ホ 医師の診断書（死亡のときは死亡診断書又は死体検案書）
- ヘ 医師の診療報酬明細書及び領収書
- ト 附添看護料の明細書及び領収書
- チ 休業損害証明書（源泉徴収票又は所得証明書添付）

- リ 示談書及び示談金領収書
 - ヌ 委任状（印鑑証明書添付）
 - ル 未成年者に代って親権者が請求するときは、親子関係を示す住民票又は戸籍抄本、ただし死亡の場合は、戸籍抄本又は除籍謄本、請求権者全員の委任状（印鑑証明書添付）
 - ヲ 車載カメラ装着車に於いては、事故の画像
- (2)対物事故の場合
- イ 対物共済金申請書
 - ロ 事故報告書
 - ハ 公の機関が発行する事故証明書
 - ニ 修理見積書及び請求書
 - ホ 示談書
 - ヘ 領収書
 - ト 削除
 - チ 自動車検査証の写し
- (3)車両事故の場合
- イ 車両共済金申請書
 - ロ 事故報告書
 - ハ 自動車検査証の写し
 - ニ 修理見積書並びに写真
 - ホ 示談書
 - ヘ 公の機関が発行する事故証明書
 - ト 盗難による場合は、理由書（届出警察署、年月日、受理番号）及び行政庁のまっ消登録証明書
 - チ 火災事故による場合は、消防署長の発行する火災証明書
 - リ 車載カメラ装着車に於いては、事故の画像
- (4)その他本組合が必要とする書類

第6条（免責金額）

組合員は共済規程第11条の対物事故の給付を受けようとする時は、速やかに交通共済へ免責金を納入しなければならない。又、車両給付を受けようとする時は、組合員が入庫した修理業者に直接免責金を速やかに納入しなければならない。ただし全損事故に於いて修理を行わない場合を除く。

第7条（共済掛金）

共済規程第12条の共済掛金は対人及び対物に充てる等級掛金と自車両に充てる車

両掛金に区分し別表Ⅰに定める等級掛金表の金額と別表Ⅱに定める車両掛金表の金額を合算したものとす。等級掛金と車両掛金は、本組合の運営に則した金額である為、変更年度を含む過去3年間の対人・対物・車両の給付金額、普通支払準備金、一般管理費・事業外費用を考慮し、2年ごとに見直しを行う。ただし、特別の場合に理事会の諮問機関として、掛金改定委員会を設けて上記掛金の改定答申を行うことが出来る。

2. 等級掛金

等級の変更は、当該事業年度に交通共済にて扱う事故が無い場合に等級を1段階下げ、事故が有る場合は3段階等級を上げるものとする。

(1)等級掛金は、1等級から24等級とし、1等級を上限、24等級を下限とする。

(2)新規加入時の等級掛金は、14等級とする。

(3)1年間に2回以上事故があった場合は6段階、等級を上げるものとする。

(4)無事故、有事故の算出は、毎年4月1日から翌年3月31日までを満1年とする。

(5)掛金の徴収は、毎年6月から翌年5月までの1年間とする。

(6)対人事故は、共済金の支払いが生じない場合も有事故扱いとする。(交通共済扱いで自賠責内で解決した事故)

3. 車両掛金

車両掛金は、毎年4月1日の自車両の協定共済価額により、別表Ⅱの協定共済価額別表にて掛金を決定し、その協定共済価額を毎年6月1日より翌年5月31日まで補償する。

(1)協定共済価額は、新車購入時の車体本体価格に別表Ⅲの減価償却残存率表の率を乗じた額を言う(万円単位を切り上げ)。中古車両も同様とする。

(2)本条第3項第1号の車体本体価格とは、消費税を除いた金額とする。

(3)年度途中に車両代替をした場合は、車両の登録月より代替車両の掛金を徴収し、その協定共済価額を5月31日まで補償する。

(4)車両代替の報告が何らかの事由により遅くなった場合も、車両の登録月に遡り徴収することが出来る。

第8条 (重複契約の特例)

組合員が約款第29条により本組合の共済給付を受けず保険等により事故処理をした場合は、保険金支払額に応じ次のとおり補填給付を行う。ただし、本組合より共済金の給付があった場合は支払わない。

2. 補填給付は、対人・対物・自車両についてそれぞれに補填給付する。

3. 同一保険契約期間に、2回目の発生事故についても本条第2項と同様の補填給付する。

4. 本条の補填給付を受ける者は等級変更を行わず、免責金も免除する。

5. 無事故表彰に関しては有事故扱いとし表彰の対象としない。

任意保険給付額		補填金
5 万円以上	50 万円未満	5 万円
50 万円以上	200 万円未満	10 万円
200 万円以上		20 万円

第 9 条（請求権の消滅）

組合員の共済請求権は発生後 3 年を経過しても申請なき場合権利放棄と見做しその件の請求権は消滅する。但し特別の理由あるものはこの限りでない。

第 10 条（決裁後の不正発覚者の処置）

共済給付後、組合員の不正受給の事実が発覚したときは、当該組合員は不正受給の全額を直ちに返還しなければならない。

付 則

1. この細則の改廃は理事会において行う
2. この細則は昭和 61 年 8 月 1 日より発効する
3. 平成 13 年 5 月 30 日一部改定
4. 平成 20 年 6 月 16 日一部改定
5. 平成 23 年 6 月 30 日一部改定
6. 平成 24 年 8 月 28 日一部改定
7. この細則制定に伴い、昭和 61 年 8 月 1 日に制定した共済給付細則を廃止する

付 則

1. この細則の改廃は理事会において行う
2. この細則は第 29 回通常総代会に於いて、共済規程の一部改定後、発行し平成 27 年 10 月 1 日より実施する。
3. 本細則の第 7 条（共済掛金）第 3 項 車両掛金の協定共済価額は、新制度を実施する平成 27 年 10 月 1 日の協定共済価額にて 10 月 1 日から補償する。ただし、平成 27 年度に限る。
4. 平成 27 年 11 月 24 日の理事会にて変更する第 7 条第 3 項第 1 号は、平成 27 年 10 月 1 日の事故より適用する。

5. 平成 30 年 2 月 27 日の理事会にて変更する本細則第 5 条は、平成 30 年 4 月 1 日の事故より適用する。
6. 平成 30 年 2 月 27 日の理事会にて変更する本細則第 6 条は、平成 30 年 10 月 1 日の事故より適用する。

等級掛金表

別表 I

等級	月 額	年 額
1 等級	24,000 円	288,000 円
2 等級	23,000 円	276,000 円
3 等級	22,000 円	264,000 円
4 等級	21,000 円	252,000 円
5 等級	20,000 円	240,000 円
6 等級	19,000 円	228,000 円
7 等級	18,000 円	216,000 円
8 等級	17,000 円	204,000 円
9 等級	16,000 円	192,000 円
10 等級	15,000 円	180,000 円
11 等級	14,000 円	168,000 円
12 等級	13,000 円	156,000 円
13 等級	12,000 円	144,000 円
14 等級	11,000 円	132,000 円
15 等級	10,000 円	120,000 円
16 等級	9,500 円	114,000 円
17 等級	9,000 円	108,000 円
18 等級	8,500 円	102,000 円
19 等級	8,000 円	96,000 円
20 等級	7,800 円	93,600 円
21 等級	7,600 円	91,200 円
22 等級	7,400 円	88,800 円
23 等級	7,200 円	86,400 円
24 等級	7,000 円	84,000 円

協定共済価額別表

別表Ⅱ

車両時価	月 額	年 額
20 万円以下	300 円	3,600 円
30 万円以下	600 円	7,200 円
40 万円以下	800 円	9,600 円
50 万円以下	1,100 円	13,200 円
60 万円以下	1,400 円	16,800 円
70 万円以下	1,500 円	18,000 円
80 万円以下	1,560 円	18,720 円
90 万円以下	1,580 円	18,960 円
100 万円以下	1,600 円	19,200 円
110 万円以下	1,620 円	19,440 円
120 万円以下	1,640 円	19,680 円
130 万円以下	1,660 円	19,920 円
140 万円以下	1,680 円	20,160 円
150 万円以下	1,700 円	20,400 円
160 万円以下	1,720 円	20,640 円
170 万円以下	1,740 円	20,880 円
180 万円以下	1,760 円	21,120 円
190 万円以下	1,780 円	21,360 円
200 万円以下	1,800 円	21,600 円
210 万円以下	1,820 円	21,840 円
220 万円以下	1,840 円	22,080 円
230 万円以下	1,860 円	22,320 円
240 万円以下	1,880 円	22,560 円
250 万円以下	1,900 円	22,800 円
260 万円以下	1,920 円	23,040 円
270 万円以下	1,940 円	23,280 円
280 万円以下	1,960 円	23,520 円
290 万円以下	1,980 円	23,760 円
300 万円以下	2,000 円	24,000 円

車両時価	月 額	年 額
310 万円以下	2,100 円	25,200 円
320 万円以下	2,200 円	26,400 円
330 万円以下	2,300 円	27,600 円
340 万円以下	2,400 円	28,800 円
350 万円以下	2,500 円	30,000 円
360 万円以下	2,600 円	31,200 円
370 万円以下	2,700 円	32,400 円
380 万円以下	2,800 円	33,600 円
390 万円以下	2,900 円	34,800 円
400 万円以下	3,000 円	36,000 円
410 万円以下	3,100 円	37,200 円
420 万円以下	3,200 円	38,400 円
430 万円以下	3,300 円	39,600 円
440 万円以下	3,400 円	40,800 円
450 万円以下	3,500 円	42,000 円
460 万円以下	3,600 円	43,200 円
470 万円以下	3,700 円	44,400 円
480 万円以下	3,800 円	45,600 円
490 万円以下	3,900 円	46,800 円
500 万円以下	4,000 円	48,000 円
510 万円以下	4,100 円	49,200 円
520 万円以下	4,200 円	50,400 円
530 万円以下	4,300 円	51,600 円
540 万円以下	4,400 円	52,800 円
550 万円以下	4,500 円	54,000 円
560 万円以下	4,600 円	55,200 円
570 万円以下	4,700 円	56,400 円
580 万円以下	4,800 円	57,600 円
590 万円以下	4,900 円	58,800 円
600 万円以下	5,000 円	60,000 円

減価償却車両価格残存率表

別表Ⅲ

日個連東京都交通共済協同組合

法定耐用年数	経過月数											
	年	1ヶ月未満	2ヶ月未満	3ヶ月未満	4ヶ月未満	5ヶ月未満	6ヶ月未満	7ヶ月未満	8ヶ月未満	9ヶ月未満	10ヶ月未満	11ヶ月未満
0	1.000	.969	.938	.909	.880	.852	.825	.799	.774	.750	.726	.703
1	.681	.660	.639	.619	.599	.581	.562	.545	.527	.511	.495	.479
2	.464	.449	.435	.421	.408	.395	.383	.371	.359	.348	.337	.326
3	.316	.306	.296	.287	.278	.269	.261	.252	.244	.237	.229	.222
4	.215	.208	.202	.195	.189	.183	.177	.172	.166	.161	.156	.151
5	.146	.142	.137	.133	.129	.125	.121	.117	.113	.110	.106	.103
6	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100	.100

(備考)

- (1) 上記の減価償却は新車購入車体本体価格を基準とし、表記残存率の経過年月により算定する。
(中古車も新車時の車体本体価格を基準とし、経過年月も初年度登録からとする)
- (2) 平成26年4月以降の新車の車体本体価格は、消費税8%を引いた価格とする。
- (3) すべての車両の『5年12ヶ月未満』以降については最低補償額を10%とする。